

給与各種手当表

別表3

特定非営利活動法人 たすけあい あさひ

基本給

①採用時は、1号基本給より開始することを基本とする

A：週40H勤務

B：週32H勤務

C：週24H勤務

就業規則参照

②就業予定職種に関連経験を有する時は勘案された経験年数の2分の1に5,000円を乗じた金額を、1号給に加えた号数を適用する。

③時給パートから常勤に移行する場合は、1号棒から開始する。但し、**現在時給×A'またはB'の額**が1号棒を超える場合は、下回らない号棒から開始する。

A'：173.2h(40×4.33週)

B'：138.6h(32×4.33週)

C'：103.9h(24×4.33週)

	A	B	C
1号	160,000	128,000	96,000
2号	165,000	132,000	99,000
3号	170,000	136,000	102,000
4号	175,000	140,000	105,000
5号	180,000	144,000	108,000
6号	185,000	148,000	111,000
7号	190,000	152,000	114,000
8号	195,000	156,000	117,000
9号	200,000	160,000	120,000
10号	205,000	164,000	123,000
11号	207,000	165,600	124,200
12号	209,000	167,200	125,400
13号	211,000	168,800	126,600
14号	213,000	170,400	127,800
15号	215,000	172,000	129,000
16号	217,000	173,600	130,200
17号	219,000	175,200	131,400
18号	221,000	176,800	132,600
19号	223,000	178,400	133,800
20号	225,000	180,000	135,000

基本給

経営状況によって判断し、部門ごとに昇給を考えます。ただし、A基本給20万円未満の場合は、昇給する。

60歳になったときは、15号棒に下がります。

15号に満たない時は、その時の号棒になります

改定時期

理事

毎年5月活動より改定。新理事は7月活動から改定1年間変動しない。

常勤 他

毎年10月活動改定

責任手当

理事長・副理事長のみに支給される。

理事長	50,000
副理事長	10,000

理事長は中小企業退職金共済事業に加入できないため、退職金の加算が含まれる

運営手当

総会で理事に選任された理事に支給される。残業代含む。

理事	20,000
----	--------

ケアマネ手当

ケアマネジャーに支給される。

初級	10,000
中級	20,000
上級	30,000

常勤勤務になり
初級3年未満
中級3年以上5年未満
上級は5年以上又は主任ケアマネとする
※C勤務は中級までとする

特定事務所手当

ケアマネジャーに支給される。(輪番手当を含む)

ケアマネ	10,000
------	--------

業務手当

各担当利用者数に応じて支給される。
10月1日現在に基準を置く。

サービス提供責任者

	件数	
1号	20-30	20,000
2号	31-40	30,000
3号	41~	40,000

任意は1/2件とする。

ケアマネジャー

1号	15-20	20,000
2号	21-25	25,000
3号	26-30	30,000
4号	31-35	40,000
5号	36-40	50,000
6号	41-44	60,000

件数は4月から9月までの又は11月から4月まで実態で評価する
ケアマネは要支援1/2で計算する

入院加算1件500円支給
退院加算1件1000円支給
認定調査1件2000円支給

雑給

食事補助月3000円支給
(常勤・准常勤・理事に支給)

役割手当

各担当に支給される。

管理者Ⅰ	40,000
管理者Ⅱ	30,000
管理者Ⅲ	20,000
自立支援業務管理Ⅰ	10,000
自立支援業務管理Ⅱ	5,000
会計	40,000
責任者チーフ	20,000
現金出納	10,000
運行管理	10,000
貸付車両管理	5,000
生活相談員	5,000
情報管理	25,000
衛生管理	5,000
認定調査	5,000
主任ケアマネⅠ	10,000
研修担当	3,000
介護主任	5,000
介護リーダー	5,000
防火手当	3,000

管理者Ⅱは管理者1年未満
管理者Ⅲはチーフと2万づつ

サービス提供責任者手当

サービス提供責任者に一律支給される。

介護福祉士手当を含む
兼務のものは初級に準じる

初級	10,000
中級	20,000
上級	30,000

常勤勤務になり
初級3年未満中級3年以上～5年未満上級5年以上
※C勤務は中級までとする
介護福祉士に支給される

Day常勤	3,000
非常勤	時給30円 上乗せ

役員報酬

理事長賃金は全額役員報酬とする

2021年5月